	平成28年 第7回会議録
1. 開会日時	平成28年6月1日(水) 午後2時30分
2. 場 所	対馬市交流センター 3階 第3会議室
3. 出席委員	吉野委員、前野委員、佐伯委員、一宮委員
0. 四师安县	永留教育長、須川教育部長、松本次長兼総務課長、平山学校教育課長、
4. 出席者	平江生涯学習課長、小島文化財課長
5. 会議書記	犬束総務課課長補佐
6. 閉会日時	平成28年6月1日(水) 午後3時46分
7. 議 事	
日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期日程の決定
日程第 3	教育長諸報告
日程第 4	議案第21号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例につ
日程第 5	いて 議案第22号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一
日住先 3	部を改正する条例について
日程第 6	議案第23号 対馬市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を
	改正する要綱について
日程第 7	議案第24号 対馬市教育支援委員会委員の委嘱について
日程第 8	報告第5号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について
日程第 9	その他

永留教育長

ただいまから、平成28年第7回対馬市教育委員会会議を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事の進行につきましては、対馬市教育委員会会議規則等により進め たいと思います。

では、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。今回の会議録 署名委員は、佐伯委員さん及び一宮委員さんを指名します。よろしくお 願いをいたします。

続きまして、日程第2「会期日程の決定」でありますが、お諮りしま す。本会議の会期は本日、一日にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「異議なし」の声

永留教育長

「異議なし」のようです。

したがって、会期は、本日、6月1日の一日といたします。会議運営 につきまして、御協力をお願いいたします。

次に、日程第3「教育長諸報告」を行います。

資料の2ページをごらんください。

5月15日、日曜日です。

対馬市PTA連合会定期総会に、市長とともに参加をいたしました。

16日、対馬市スポーツ推進委員協議会代表者会及び理事会に出席をしております。

17日に租税教育推進協議会総会、これに出た後、16時から宗家墓所等保存整備委員会の現地視察を行いました。

そして、18日は終日、宗家墓所等保存整備委員会に出席をしております。ここで、宗家墓所、金石城、清水山城の保存整備について審議をいたしました。

19日、豊玉町・峰町小学校体育大会に参加をしました。

20日は新任校長訪問ということで、豊小学校と美津島北部小学校に行っております。

それから、22日は対馬市長杯グラウンドゴルフ親睦交流大会という ことで、市長、副市長が別用務のために、挨拶と始球式を行ってきました。

326名があそうベイパークに集まりまして、盛大な大会が行われております。

24日は、長崎県市町村教育委員会連絡協議会総会及び合同研修会に

教育委員4名と参加をしました。

この中で出てきたことで、皆さんに、来年、御協力を仰がなければいけないのが、来年の11月ごろ、この長崎県市町村教育委員会の研究大会が対馬で開催をするということになっています。

約100名から110名の間ぐらいの参加になるんじゃないかなというふうに思っております。

壱岐と対馬がそれぞれ1本ずつ発表しなければなりません。その発表 の準備とともに、また会場の準備であるとか、宿泊の手配であるとか、 いろんな当日の運営等につきまして事務局の皆様には、特に、また御協 力を仰がなければいけないというふうに思っております。

それから、26日に教育委員会課長会議を午前中行いまして、午後から初任研実施運営委員会に参加をしました。

27日は新任校長校訪問ということで、仁田中学校、東部中学校に行っています。

29日に、私は厳原北小の運動会、吉野委員さんが鶏鳴小、それから一宮委員さんが金田小に、それぞれ運動会に参加しております。

北小は、この日はあいにくの天気で、前の夜から雨が降り出しまして、 北小の場合は、午前中体育館でして、午後から運動場で行いました。

途中で抜けて、30日の市町教育長会に参加をしております。

この中で、管理職員の選考試験、校長、教頭の試験ですが、これが7月の30日土曜日に行われるということです。

今年度から週休日に実施をするようになったようです。

女性の管理職員を増やしたいということで、今年度から少し受けやすくするために、例えば、家庭環境等を考慮した人事異動を行うであるとか、それから、家庭の事情で降任することもでき、そして復職ができるというふうな方向で検討がされております。

家庭の事情いろいろ、家庭環境等に関しては子育であるとか、それから介護であるとか、こういうことを考慮することによって、女性教員が管理職試験を受けやすくする、管理職になりやすいようにということで、今、検討をしているということで、ほぼ今年度この方向でいくだろうと思います。

それから、31日、特別史跡金田城跡整備委員会に参加をしました。 城山に登って現地視察の後、審議をしております。

来年、築造1,350年になるということで、記念行事等も今、文化財課のほうで計画をしております。

そして、本日、午前中、定例校長会に行きまして、この会に参加をし

	ております。
	以上で諸報告を終わります。
	報告事項について、何か質疑等ありましたら、「その他」の項でお受
	けしたいと思います。
	続きまして、日程第4、議案第21号「対馬市立学校教育施設条例の
	一部を改正する条例について」を議題とします。
	事務局から提案理由の説明をお願いします。
松本次長	議案第21号「対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例につ
	いて」説明いたします。
	対馬市学校教育施設条例の一部を改正する条例案を4ページのとお
	り、対馬市議会に提案することについて、教育委員会の議決を求めるも
	のでございます。
	比田勝幼稚園につきましては、昭和44年に建設されており、昔なつ
	かしい木造づくりの園舎でありますが、老朽化が著しく、平成25年度
	より比田勝保育所と泉保育所を統合した比田勝こども園として新築工
	事を進めておりました。
	園舎、運動場とも、平成28年7月末には完成する予定でございます
	ので、比田勝幼稚園が先行いたしまして、比田勝こども園園舎に移転し、
	9月1日から供用を開始いたしますので、住所移転に伴う所要の改正を
	するものであります。
	5ページには、一部改正条例の新旧対照表を載せております。下線部
	分が変更箇所でございます。
	条例の効力が発生する施行期日につきましては、平成28年9月1日
	としております。
	なお、比田勝こども園の移行時期としましては、平成29年4月1日
	を予定しております。
	以上で説明を終わります。
永留教育長	説明が終わりましたので審議に入ります。
	質疑はございませんでしょうか。
	なしということで、これから議案第21号を採決します。
	お諮りします。議案第21号「対馬市立学校教育施設条例の一部を改
	正する条例について」は、原案のとおり決定することに御異議ありませ
	んか。
	「異議なし」の声
永留教育長	異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり可決さ
	れました。
	1

	続きまして、日程第5、議案第22号「対馬市スクールバスの運行及
	び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を、議題とします。
	事務局から提案理由の説明をお願いします。
平山課長	それでは、議案第22号について説明いたします。「対馬市スクール
	バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」で
	す。
	対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例(平成16年対馬市
	条例第86号)の一部を改正する条例案を、別紙のとおり対馬市議会に
	提案することについて、教育委員会の議決を求めるものです。
	理由といたしましては、廻から仁位間を運行している現在のスクール
	バスに、地域の一般の方が混乗できるようにすることで、児童生徒と地
	域住民との交流機会の場の提供等に寄与できるとともに、路線バスであ
	る縦貫線(厳原方面)への接続が可能となるという理由からです。
	また、豊玉高校への登下校にも、それまで利用できておりませんでし
	たけれども、これが認められますと、高校生の登下校にも活用できるよ
	うになりますので、地域公共交通の利便性の向上にもつながるため、所
	要の改正を行うものであります。
	御承認よろしくお願いいたします。
	別紙は7ページのほうに載せております。対馬市スクールバスの運行
	及び管理に関する条例の第4条に次の1号を加えるということで、(9)
	として廻~仁位、これが改正となります。
	8ページのほうにも、その新旧対照表を載せております。傍線部分の
	(9) の廻〜仁位というところが新たに挿入されるというところです。
	よろしくご審議ください。
永留教育長	説明が終わりましたので、審議方よろしくお願いをいたします。
	はい、どうぞ。
佐伯委員	スクールバスについては、混乗が随分進んできまして、市民の利便性
	と、それからバスの運行のための費用の削減等、さまざまな面で結果が
	出てると思うんですけれども、子どもたちを守る対策が必要になるので
	はないかと思うところがあるんです。
	やはり時々は、さまざまな、声かけ事案等があっておりますし、また、
	異国の人から声をかけられたりというようなこともありますので、もし
	そういった対策を考えていることがあるならば、今回でなくても構いま
	せんから、並行する対策をとるようなことができましたら、お願いした
	いなというふうに思っております。
	できれば、子どもが乗るエリアを少しこう分けるなりとか、後ろに乗

	せるとか、前に乗せるとか、そういったことでも考えていただくと、よ
	り安心して子どもたちを預けられるのかなということを考えておりま
	す。
	よろしくお願いします。
永留教育長	御意見として預かっておきます。
	また、検討して次の教育委員会会議で説明をさせます。
佐伯委員	よろしくお願いします。
永留教育長	他にございませんでしょうか。
吉野委員	今回初めてこういう混乗するような格好になったということですが、
	しかも9月からということですよね。もっと早くしてやればいいなと思
	って、それが気になったもんですから。
	これ、どこからか申し出があったということですか。
須川部長	今、廻~仁位間は、スクールバスと市営バスと2台あります。このス
	クールバスを活用することについては、3月の10日前後だったと思う
	んですけれども、廻、水崎地区の高校生の保護者から要望がありまして、
	私、前、ここ担当してましたんで、中対馬振興部の方でお話を伺いまし
	た。
	一番は、高校生がこのスクールバスに乗れないかというお話だったん
	ですが、内容的には、今、市営バスが通ってるんですけども、その一便
	で行くと、高校の始業時間には間に合うんですけども、ぎりぎりみたい
	な形になって、もう少し早い便で行かせてほしいということで、スクー
	ルバスを活用できないかっていう要望があったということです。
	その話の中で、できたら、早くやっていただきたいなということにな
	って、区長さんや保護者に説明に行きまして、9月1日からということ
	で了承をいただきました。
永留教育長	他にございませんでしょうか。
	他に質疑等ないようですから、これから議案第22号を採決します。
	お諮りします。議案第22号「対馬市スクールバスの運行及び管理に
	関する条例の一部を改正する条例について」は、原案どおり決定するこ
	とに御異議ありませんか。
	「異議なし」の声
永留教育長	異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり可決さ
	れました。
	続きまして、日程第6、議案第23号「対馬市私立幼稚園就園奨励費
	補助金交付要綱の一部を改正する要綱について」を、議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

平山課長

それでは、議案第23号「対馬市私立幼稚園の就園奨励費補助金交付 要綱の一部を改正する要綱について」提案をいたします。

対馬市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成20年対馬市教育委員会告示第5号)の一部を改正する要綱案を別紙のとおり提出をいたします。

提案の理由としましては、本事業は幼稚園就園奨励費国庫補助事業に 基づき実施しているものですけれども、この要綱における補助限度額等 が改正されたことに伴い、関係部分における規定の改正を行うものであ ります。

別紙のほうをごらんください。一部を改正する要綱をそこに示しております。

対馬市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成20年対馬市教育 委員会告示第5号)の一部を次のように改正します。

第3条を次のように改めます。

(補助の対象及び補助金額)というところです。

- 第3条 市長は、設置者が園児の保護者から徴収する保育料等を減額 又は免除する場合、設置者に対し、別表第1及び別表第2に定める補助 限度額の範囲内において補助を行うものとする。
- (1) 多子世帯に対して、第2子の保護者負担額が第1子の半額、第3子は無償となるよう、負担軽減を図り、多子軽減の適用に関しては、市町村民税所得割額77,101円以上の世帯については、満3歳から満18歳に達する日以降の3月31日までの範囲内(高校生については、現に市内の高校に在学する子どもとする。)の兄及び姉の数に応じて別表第1に定めるところにより、多子世帯の負担軽減を図るものとする。
- (2) ひとり親世帯等、在宅障害児あるいは在宅障害者のいる世帯、 そのほかの世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市 長が認めた世帯)の子ども、以下、「ひとり親世帯」といいます、の補 助限度額については、別表第2の定めるところによる。
- 2として、別表第1及び別表第2の中の市民税の所得割額は、世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算するものとする。
- 3 途中入退園及び休園により、保育料が登園期間に応じて支払われている場合の補助限度額算出式は、上記単価×(保育料の支払い月数+

3) \div 15、ただし百円未満を四捨五入し、これを限度額として補助金を交付するものとする。

別表第1は、そこにあるような表になっております。

この告示は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用した いと思います。

12ページのほうには、その新旧対照表を記載しております。右が現行で、左側は改正案ということになります。

私からは以上です。

松本次長

補足ですが、これにつきましては、対馬市の公立幼稚園とか保育所に ついては就園奨励費補助金には該当いたしません。

該当するのは、対馬市の子どもが、長崎とか福岡に行った場合、幼稚園に行ったときに、平成27年度から子育て支援制度が始まっておりますが、その幼稚園が新しい制度か、古い制度でやるか選択するようになっております。その部分について、対馬市の中では幼稚園やこども園については、新しい制度でしなさいということになってますので、この制度については該当いたしません。

ただ、先ほど言ったように、福岡市とか長崎市のほうで、古い制度を 選択した場合については、この制度の対象といたします。

昨年は2人いらっしゃいました、今年は多分今はいないと思いますが、お産とかで帰ったとかいう、そういう場合に発生するのがこの制度ですので、一人か二人しか出てきません。

それで、もう1つは、これは前回の保育料の説明のときもお話をした と思うんですけど、幼児教育の段階的無償化に伴った形で、この77, 100円というのは、年収でいくと約360万円ぐらいの世帯になるん です。

この年収約360万未満の世帯については、市の保育所保育料とか、 幼稚園の保育料についても、このような形で多子軽減ということを適用 しております。

第2子が半額、第3子は無償という形でしている状況ですので、それともう1つが、多子軽減対象範囲18歳につきましても、国の場合は小学校3年生までなんですけど、市の場合はそれを拡大いたしまして、高校生まで、18歳まで拡大しております。この高校生につきましては、現に対馬市に在住のお子さんという形で、保育所保育料と合わせた形の改正になっております。

以上です。

前野委員

大変いい制度かなと思うんですが、親御さんたちがこれを知り得るも

	のは何がありますか。
松本次長	広報になると思います。
前野委員	わかりにくいと思うんですよ。
	幼稚園とか保育所とかは、もしかしたらそういう何か保護者が集まる
	時に、そういう説明があれば、わかるかもしれませんが。
松本次長	幼稚園の方から島外幼稚園に行ってあるという報告が来ますので、そ
	れで、対象者を拾い上げるようになっています。
一宮委員	周知しなくても、制度がそういうふうになっているから、連携の中で、
	それはきちんと支給される。そういう捉え方をすればいいんですね。
松本次長	そういう捉え方をしております。
永留教育長	ほかに、質疑等ないようですので、これから議案第23号を採決します。
	お諮りします。議案第23号「対馬市私立幼稚園就園奨励費補助金交
	付要綱の一部を改正する要綱について」は、原案のとおり、決定するこ
	とに御異議ありませんか。
	「異議なし」の声
永留教育長	異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり可決さ
	れました。
	続きまして、日程第7、議案第24号「対馬市教育支援委員会委員の
	委嘱について」を、議題とします。
	事務局から提案理由の説明をお願いします。
平山課長	それでは、議案第24号の「対馬市教育支援委員会委員の委嘱につい
	て」提案いたします。
	対馬市教育支援委員会条例(平成16年対馬市条例第82号)第3条
	の規定に基づき、別紙のとおり対馬市教育支援委員会委員に委嘱したい
	ので、教育委員会の承認を求めるものです。
	提案理由としましては、対馬市在住の幼児、児童及び生徒で心身障害
	等のため、教育上特別の配慮を要する者に対し、それぞれの能力に応じ
	た教育が受けられるよう、就学指導の適正化を図るため、対馬市教育支
	接委員会委員の委嘱について提案いたします。
	16ページごらんください。
	委員の一覧を載せております。 学識経験を有する者として、○○さん、それから○○さんです。
	子祗程練を有する有として、○○さん、それから○○さんです。 それから、関係教育機関の職員として、○○さん、○○さん、○○さん、○○さん、○○さん、○○さん、○○さん、○○さ
	ん、〇〇さん。
	- ん、○○こん。 - それから、関係行政機関の職員として、○○さん、○○さん、○○さ

	1 24450041 0041
	ん、それから〇〇さん、〇〇さん。
	それから、児童福祉施設の職員から○○さん、○○さん。
	それから、学校医として、〇〇さんです。
	右側に前任者を載せております。
\ \	御承認よろしくお願いいたします。
永留教育長	説明が終わりましたので、審議方よろしくお願いをします。
	質疑等ありませんでしょうか。
	はいどうぞ。
佐伯委員	審議会は年に何回くらい開かれるんですか。
平山課長	そうですね。メインは12月になりますけれど、最終的に特別支援学
	級に入れるとか入れないとか、新たに特別支援学級を立ち上げるとか、
	その時に決まりますけれども、その前に一度、顔合わせ会のようなもの
	は開催するようになっています。
永留教育長	他にありませんでしょうか。
一宮委員	特別支援学級の設置とか、そういう会議でされるということですが、
	ふだんの日常活動みたいなものは、特に支援委員の皆さんはないという
	ことですか。
平山課長	そうですね。特別日常何かお願いするということはしておりませんけ
	れども、いろいろ各学校から、その子の進級、進学に関して、保護者の
	 同意のもとで、今後のその子の学びについて、普通学級がいいのか、特
	別支援学級がいいのか、あるいは通級等が適切なのかとか、その子の発
	 達の障害の状況等にも応じて、専門的に判断し、决定をする機関という
	ことでお願いをしております。
一宮委員	組織としてですか。
平山課長	はい。
一宮委員	個人的にそういった御相談を受ける立場でもあられるというふうに
	理解したらいいですね。この支援委員は。
平山課長	この機関として、個人的に相談に来られるということは、まず、ない
	と思います。
	それぞれ、スクールソーシャルワーカーでありますとか、スクールカ
	ウンセラーもそうですけれども、市としても教育相談会も実施しており
	ます。
	そういった相談会などにも、進学、進級に不安のあるという方が個人
	的に相談に来られますので、それは市教委の学校教育課のほうで対応し
	ておりますので、そういったところで要望があったところ、また、学校

	から、保護者の同意のもと、そういう子どもが上がってきたときに、こ
	の会議のほうで検討するという形になります。
一宮委員	ありがとうございました。
永留教育長	他にございませんでしょうか。
吉野委員	学校教育課のほうで、子どもの状況を順次説明して、委員さんたちが、
	1人ずつ判定するということですか。
平山課長	そうですね、基本的には。保護者の意見も聞いて、諸検査を行ったり、
	あるいは、精神科の方の診断なりしていただいて、ある程度、そういう
	しっかりしたデータをもとに検討しておりまして、専門家の方々はいろ
	んな子どもたちについての関わりがあっておりますので、それぞれの関
	わりの立場から意見を述べいただいて、最終的にどうするかということ
	を決定する形になります。
永留教育長	他にございませんでしょうか。
	質疑等ないようですから、これから議案第24号を採決します。
	お諮りします。議案第24号「対馬市教育支援委員会委員の委嘱につ
	いて」原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
	「異議なし」の声
永留教育長	はい、異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり
	承認されました。
	続きまして、日程第8、報告第5号「要保護及び準用保護児童生徒の
	認定について」の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
平山課長	要保護及び準用保護児童生徒の認定についてということで、経済的理
	由により就学が困難と認められる児童生徒について、対馬市就学援助事
	務取扱要綱の規定により要保護及び準用保護児童生徒として、新たに認
	定いたしましたので、別紙のとおり報告いたします。
	19ページをご覧ください。
	まず、小学校分です。新たに準要保護としての申請があった件数29
	件で、その29件が認定されています。
	それから要保護についての新一年生として上がってきたところが1
	件ありまして、したがいまして、全部で30件増えておりますので、1
	95になっております。
	ちなみに、前年度の4月1日と比べますと、1年前は準要保護が17
	7人でありました。今回は173人ということになります。
	要保護については、前年度、1年前30人でしたけれども、今回22
	人ということで、全体としましては1年前よりも12人減っているいう

	ことになります。
	続きまして、20ページの中学校の欄をごらんください。
	こちらも準要保護の新規申請6件で6件の認定。それから要保護につ
	きましては、4件ということで、合わせまして10件増えまして140
	となります。
	これも1年前と比較をいたしますと、準要保護については、1年前が
	124人でした。今回125人ということで、1名の増となっています。
	要保護につきましては、1年前が22人おりまして、今回は15人と
	いうことで7人の減。トータルいたしますと6の減ということになりま
	す。以上です。
永留教育長	確認ですけれども、要保護新規認定の数、間違えて今報告されません
	でした。
平山課長	そうですね。要保護の新規はゼロです。準要保護の新規認定が小学校
	が29人で、中学校が6人です。
永留教育長	よろしいでしょうか。
	何か質問、質疑等ありませんでしょうか。
一宮委員	失礼いたします。長年教育現場に関わらせていただいて、常々疑問に
	思っていたのですが、認定する場合に、以前は民生委員の承認と、校長
	の承認の二欄あったんですけど、いつの頃からか学校長だけになったん
	です。
	そうなったときに、もう上がってきたものに関しては、ほとんどの校
	長は印鑑を押していく現状があります。
	だから、少しそのあたり、認定することに反対ではありませんけれど、
	また、そのあたりをもう少し精査なり、何かこうあっても悪くはないか
	なというのを、常々思っておりますけれど、そのあたりはどんななんで
	しょうか。
	何で、校長だけになったのか、その経緯がわかれば。
永留教育長	申請が上がってきたものを全て認定しているわけじゃありませんの
	で、教育委員会事務局で認定作業している部分を説明してください。
平山課長	申請があった世帯について、全て、収入を全て精査をいたしまして、
	対象とすべき金額、収入がないということを、まず、明確にするという
	ところをしております。
	以前は、民生委員さんが割と地域に入られて、よく個人との対話をな
	されていましたけれども、最近どうしても範囲が、民生委員さんも広く
	なって対応しきれてない部分もある、なかなか個人のその対話が十分に
	できてないし、なおかつ、ある程度個人情報にさわりますし、必要以上

	の部分どうしても情報を得るために。
	まず、経済的に困窮しているということが明確であるときには、基本
	的には免除するということを第一にと考えて、その他、いろいろとその
	家庭に事情があるんだろうけれども、余りそこを追及は偏らないほう
	が、個人情報も守るということもあると思うんです。
	そういう意味で、民生委員さんについては、余り従来のようなかかわ
	り方を今はしてないと思うんです。
一宮委員	わかりました。
永留教育長	私も、以前関わったことがあるんですが、生活保護費を出してくると
	きに、子どもの数や世帯の数、それと年収等の関係で基準があります。
	それに照らし合わせて、生活保護費よりも少なければ認定をしていたと
	思うんです。
	何か資料があれば出してもらって。
平山課長	次回でもよければ、改めて、その辺がわかるような資料を用意いたし
	ます。
永留教育長	基準等については、事務局のほうできちんと審議をしているというこ
	とで、報告を承認していただきたいと思います。
	以上で、報告第5号「要保護及び準用保護児童生徒の認定について」
	の報告は終了します。
永留教育長	それでは、日程第9「その他」の事項に移ります。
	事務局から、何か「その他」の事項でありませんでしょうか。
	はい、どうぞ。
平山課長	1年前に、この会議で不登校児童生徒の状況報告をしておりましたの
	で、1年後どうなっているかということで、今回報告をさせていただき
	たいと思います。
	まず、小学校のほうですけれども、3月に3名不登校の児童がおりま
	した。卒業生はおりませんので、そのまま本年度3名という状況になり
	ますが、継続が3名プラス新規で1人増えまして、3月よりも1名増え
	ているという状態です。
	入ってきた1年生で既に不登校の子がいるということです。この不登
	校の小学生の中の2人については、家庭が医療関係のしっかりした親御
	さんですけれども、特に、学校にやる意思がないということで、小学校
	のほうには通学させていない家庭です。
	これはずっと継続しています。今現在4年生と6年生に1名ずついま
	す。
	それから不登校傾向ですけれども、傾向については、昨年度末3月に

3名おりましたけれども、1名卒業いたしましたので、2名上がってくるわけですが、2名が継続でプラス新たに1名6年生の男の子が、不登校気味になっているという報告を受けております。

したがって、今のところ3名。不登校が4名で、不登校傾向にあるものが3名ということになります。

それから、中学校のほうです。中学校のほうは、3月に不登校が15名おりました。このうち卒業したのが4名ですので、残が11ということになるわけですけれども、現在は9ということで、大分回復している傾向がございます。

9名の不登校の中の継続は7名でして、新たに4月に入って不登校に なっている生徒が2名います。

それから、不登校傾向の子どもですけれども、3月には10名おりました。卒業生が6名いましたので、4名が本年度継続となるわけですけれども、その中で、継続は3名だけになっております。

新たに不登校傾向となっている子どもは2名いて、3月までは不登校 だったんですけど、大分学校に行きかけているよという意味での不登校 傾向が2名いまして、合わせて不登校傾向が現在7名ということです。

この4月になりまして、学校に通い始めることができている子どもが 4名いるということになりますし、回復気味の子が中学校で2名いると いうことで、全体的には、良い方向にいっているんじゃないかなと思っ ております。

本日、校長会をやりましたので、校長会のほうで継続になっている子どもたち、非常に家庭に根強い背景がある場合にはスクールソーシャルワーカー等の活用をし、専門機関と相談をしながら、不登校対応にしてほしいということと、改めて新規に不登校及び不登校傾向の出ている子どもについては、まだ、始まって日が浅いですので、早目にその子に対しての手厚い対応をしてあげてほしいということを、本日校長会で市教委から要望させていただいております。

以上、報告を終わります。

永留教育長

他に、事務局からないでしょうか。

総務課。

松本次長

お手元に酒井豊育英資金貸付基金運営委員会委員の委嘱について、4 月19日の第5回対馬市教育委員会でお話しておりました、酒井豊育英 資金貸付基金運営委員会委員につきまして、4月1日付で5名の方を委 嘱いたしております。

平成28年度の酒井豊育英資金貸付基金委員の募集につきましては、

4月11日から5月10日まで、広報等によって募集を行いましたけれ ども、応募が上がっておりません。 この件について、若干何とか使える形でできないかという検討をして おります。 あと、この委員の委嘱の分で、議事案件、報告事項の関係があるんで すけど、どういう形になっているかというと、教育委員会教育長に対す る事務委任規則は、その中の第2条第7項で教育委員会の附属機関の委 員の任免を行うこと、これについては、事務委任がされているというこ とです。 今回の基金委員会につきましては、市長の委嘱事項となりますので、 基金条例第7条第3項で市長が委嘱し、第7条第2項で運営委員会の招 集も行うとありますので、この点については報告でいいじゃないかとい うことで、今回議案ではなく報告という形とさせていただいておりま す。 以上でございます。 永留教育長 はい、別件に行きます。生涯学習課。 平江課長 失礼します。生涯学習課です。 先月も同じように、御報告させていただいたわけなんですけど、対馬 市社会教育委員の委嘱についてということで、下記のとおり委員の委嘱 を行いましたので、御報告をさせていただきます。 新委員委嘱として、○○さんです。○○町の出身でございまして、2 8年6月1日から平成30年の3月31日までを委嘱させていただき ました。 これは、毎年○○の代表、会長でございますが、毎年、代表役員がか わります。○月の○日に○○の定期総会がありまして、ここで会長が承 認を受けましたので、御本人の承諾を得まして、6月1日より社会教育 委員に委嘱をさせていただいたものでございます。 以上です。 永留教育長 他に事務局のほうから何かございませんでしょうか。 ないようでしたら、委員さん方から、何か「その他」でございません か。 佐伯委員。 佐伯委員 私から2点ほどお尋ねをしたいと思います。一つは病気にかかる職員 さん方の対応ということでお尋ねしたいんですけれども、その中で1つ 目はストレスチェックというのが、最近はどこの職場もするようになっ ていると思うんですけれども。私の職場も今年度初めて取り組むように なっているのですが。

実際どれくらい効果があるのかということがわからなくて、お願いしたいのは、そのストレスチェックをされて、その後で病休になられたというようなことで、後追いの中で、どのように、その前兆が出ていたのかが、ある程度わかるのかというのを、検証していただきたいなというのが1つです。

全く前兆がなく、ストレスチェックでは何にもなかったけれども、数 カ月後に病気になったというようなことになれば、非常にちょっと問題 かなというふうに思っております。

それが、1点です。

ただこれは、今後、取り組んでいただけるということができるなら幸 いです。

もう1点については、教育委員研修会の中で出てきた案件なんですけれども、コミュニティ・スクールということで、昨年もお話が少しありましたように。

委員会でも報告事項で報告はさせていただいたんですが、対馬市は今のところまだいいでしょうということで、前回は言われておりました。

その根拠となるのは、学校支援会をしっかりと今のところ開催されていると思うんですが、支援委員会の委員の数自体が、すごく少ないんじゃないかなというふうに思うことがあるんです。

少ないところだと、恐らく2人、3人というようなことで、なっているのかなと思います。

もし、可能なら学校支援委員さんの各学校の人数が知りたい。そして、 今後の方向性として、コミュニティ・スクールとまではいかなくても、 地域を巻き込んでいくのかいかないのか。そういった形で、ある程度、 市としての教育委員会としての方向性を示していただくと、私たちも活動もしやすくなるのかなと思います。今後の課題としていただければと いうふうに思います。

私からは以上です。

平山課長

コミュニティ・スクールにつきましては、昨年度、県教委のほうが、 方針といたしまして、やらなければいけないという方向に変えたみたい です。本年度の10月に県としてのコミュニティ・スクールの基本方針 をまとめたものを出しますという説明を、前回の学校教育課長会議のほ うで報告を受けておりますので、この県からの提案を見まして、今後、 市としての検討は進めていきたいと思っております。

学校支援委員の数については、市教委のほうで調査ができますので、

	却仕してよさるしいる形で海供とししまむいし口いよよ
	報告してもらうという形で準備をしときたいと思います。
	以上です。
一宮委員	すいません。関連です。
	偶然、私は、県の研修会のコミュニティ・スクールの分科会に行った
	んですけども、義務教育課長さんもおいでになって、生涯学習課がおら
	れました。
	一言でコミュニティ・スクールというのは、非常に危険な部分もあり
	まして、結局は、東京あたりはずっとそれをしていって、学校の運営性
	が非常に苦しい場合も出てます。
	なぜかというと、学校運営の基本方針とか、そういうものに対して、
	校長に対して意見を述べることができるとか、教職員の任用に対して、
	教育委員会に意見を出すとか、できることいろいろあるんです。そうい
	う権限みたいなものが発生してきますので。
	私はその場で、対馬市の意見としては、地域とともにある学校づくり、
	今、対馬市は非常にできていると。地域そのものが小規模で、地域の中
	の学校でないと学校運営は成り立たない。
	そして、また、地域の方の協力なしでは子どもは輝けないと話をさし
	ていただいたり、ちょっと事例を提案をしております。
	県のほうは、文科省からとにかくコミュニティ・スクールをしなさい
	という命令があっているみたいで、それは導入につきましては、平成3
	2年には、もう各地区には1校は導入を考えているみたいなことも言っ
	ておられましたので、それで、私自身も、そこで発言といたしましては、
	学校支援会議みたいな形で、先取りで長崎県が動いているのは、非常に
	うまくいっているので、そのあたりは慎重審議、御検討いただければと
	いう意見を出しました。
	もう1点は、壱岐市が研究されているみたいで、ほかのところの島の
	委員さんが意見を出しておられましたけれど、やっぱり慎重審議してい
	ただきたいというふうに、その場にいた教育委員の皆さん方おっしゃっ
	ていました。
	やはり、コミュニティ・スクールという名前に飛びつかないほうがい
	いのかなという気は、そこの分科会に参加して思いましたので、すいま
	せん。関連議題が出ましたので。
永留教育長	いずれまた、今年の末ぐらいには教育委員会会議で、コミュニティ・
	スクールについての議題が上がってくるんじゃないかなと思うんです。
	文科省のほうも、国のほうも、今年度中に法制化するということです
	し、県のほうもコミュニティ・スクールの実施に向けて、今、方向性を
<u> </u>	· ·

出しておりますので、いずれ出てくると思います。 また、そのとき、審議を、対馬市としてどうするかという審議をした いと思いますので、ここは、佐伯委員からの提案につきましては、今後 の課題として残しておきたいと思います。 では、時間も大分迫っております。 4時から総合教育会議ということ ですので、本日の会議もここらあたりで終了したいなと思いますので、 次回の会議日程の件を事務局からお願いいたします。 犬束課長補佐 失礼いたします。 まずは、年間スケジュールの件で、前回、曜日の関係で、金曜日を中 心にさせていただきたいということで、御承認をいただきました。 それで、お手元のほうに見直した日程案をお配りしております。基本 的に月末の金曜日、もしくは月初めの金曜日ということで、日程を立て 直しております。 ただし、1月以降の教職員の異動でありますとか、市の人事異動につ きましては、承認の時期の関係もございまして、どうしても金曜日では 間に合わないというのもありますので、それにつきましては、曜日が金 曜日以外にしているところもございます。 基本的に、この年間スケジュールでいきたいと思いますので、よろし くお願いいたします。 次回の日程の提案でございますが、7月の1日、金曜日にお願いをし たいと思っております。御都合がよろしければ、午後から峰のほうでと 考えておりますが、よろしくお願いいたします。 永留教育長 7月1日金曜日でよろしいでしょうか。 「はい」の声 永留教育長 次回は、7月の1日金曜日に、教育委員会会議を開催いたします。 これで本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。 以上をもちまして、平成28年第7回対馬市教育委員会会議を閉会い たします。 どうもお疲れさまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

委 員 (自署)

委 員 (自署)